

第5章 計画の推進にあたって

1 推進の方策

ふじみ野市文化・スポーツ振興条例では第4条から第6条において市の責務や市民・団体の役割を定めています。

文化振興計画の策定は文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための市の責務の一つであり、その計画を推進していく上で必要な財政上の措置や連携について市は次のとおり進めます。

また、市民・団体がそれぞれの役割について自覚し、計画を推進していきます。

(1) 市の役割

①連携・協働による計画の推進

ふじみ野市文化・スポーツ振興条例に基づき、施策の実現に当たっては、市が積極的に市民、団体と連携します。

また、市や市民、団体、教育機関、企業等が連携・協働して行った文化事業について懇談の機会を設け、多くの市民が市の文化創造に参加できる場を検討します。

②庁内の連携による計画の推進

施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、市は文化振興庁内委員会を定期的で開催し、文化振興計画の施策を所管する組織間の連携と情報共有を強化します。

また、庁内委員会及び関係職員を対象とした研修会を開催し、文化政策の現状について学びあう機会をつくります。

③文化振興のための財源の確保と効率的・効果的な活用

市は文化振興に必要な財源の確保のため、財政事情等を考慮しつつ、施策の実施に必要な予算措置の充実に努めるとともに、国や県、民間の補助金の活用を積極的に行います。

また、文化振興基金²⁶の設置やクラウド・ファンディング²⁷による民間資金の導入及び、その効果的・効率的な活用を検討します。

26 特定の目的のために、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けるもので、市の条例で設置するもの。

27 ある目的を持って事業や活動を始めようとする人や団体が必要とする資金を、インターネットを通じて多数の支援者から収集し実現する手法。

④市民と文化芸術をつなぐコーディネーターの育成

市は、計画に位置づけた取組を効果的、継続的に実施していくため、市民の文化活動を支え、市民と文化芸術をつなぐコーディネーターの育成を図ります。育成にあたっては大学等の教育機関や関係団体と連携しながら進めます。

(2) 市民、団体の役割

それぞれの主体が役割や責務を自覚し、計画を推進します。

①市民の役割

市民一人ひとりが文化活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を活かし、多様な市民との交流やつながりの中で地域コミュニティの発展に積極的に関わり、地域の文化振興ならびに文化の発展に努めます。

②団体の役割

文化振興を進めるためには、個人の活動だけではなく、文化芸術団体、NPO、企業、寺社など、多様な形態による活動や支援が求められており、各団体における活動の主旨や目的を活かし、地域社会の一員として自主的に文化活動の推進を図るとともに地域の文化振興ならびに文化の発展に努めます。

2 評価・見直し

(1) 実行計画の策定

本計画の着実な推進のために、年度毎に実行計画を策定します。

各取組は、実行計画に基づき、担当部署との協働による推進を図るとともに、進捗状況の把握を行ないます。重点取組については、平成35年度を目標とする指標を設定し、進捗状況の把握と検証を行います。

(2) 進捗状況の検証と計画の見直し

実行計画に基づき、進捗状況を把握し、文化振興審議会及び文化振興庁内委員会において定期的に検証を行い、必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に反映します。

本計画の重点取組については、指標に対する進捗及び実施の効果に関する評価を行います。取組については年度毎の事業実績により、進捗状況を把握します。

計画内容の見直しにあたっては、社会情勢の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方策を検討します。

また、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価するための評価方法や指標等を検討し、市民に分かりやすく説明できるよう工夫します。



(3) 3つの視点を踏まえた評価

評価の実施にあたっては、事業の進捗状況を把握するとともに、「目指すべき姿」(第3章)の実現に向けて、各施策、事業を貫く共通の視点として位置づけた「目指すべき姿を達成するための3つの視点(魅力・多様性・参加)」が活かされているか、考慮されているかについてもあわせて検証します。